

会 議 録

□全部記録 ■要点記録

1 会議名	平成25年度第1回姫路市環境審議会
2 開催日時	平成26年2月24日（月曜日） 15時30分～16時00分
3 開催場所	姫路市役所北別館4階 402会議室
4 出席者又は欠席者名（敬称略）	<p>（出席者）中瀬勲、足立昌子、家永善文、岩田稔恵、岩成孝、浦上文男、桐野太一、杉江他曾宏、通山由美、西村正喜、藤井正隆、藤田美知枝</p> <p>（欠席者）石井修、小河晶子、川崎志保、中澤卓生、福永寅平、山村充、山本一郎</p> <p>（事務局）副市長（市長代理） 石田哲也 環境局長 中澤賢悟 環境政策室長 寺西一 環境政策室 大谷和正、小村博史 美化部長 生駒清之 美化業務課長 川本稔 産業廃棄物対策室長 高市雅民 産業廃棄物対策室 伊勢泰治、池田康政、中村昇平 リサイクル推進課長 井上泰利 リサイクル推進課 後藤健一</p>
5 傍聴の可否及び傍聴人数	傍聴可、傍聴人なし
6 議題又は案件及び結論等	<p>1 議題</p> <p>(1) 副会長の選出</p> <p>(2) 諮問 第1号 姫路市廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化等に関する条例（仮称）のあり方について</p> <p>(3) 小委員会委員の選出</p>
7 会議の全部内容又は進行記録	詳細は別紙参照

平成25年度第1回姫路市環境審議会 会議録（内容）

1. 副市長挨拶
2. 新委員紹介
3. 議題

(1) 副会長の選出

石井修委員を副会長に選出。

(2) 諮問

第1号 姫路市廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化等に関する条例
（仮称）のあり方について

(3) 諮問内容の説明

諮問第1号について、現行法令の問題点と条例制定の必要性についての概略説明

姫路市では、平成18年に「姫路市廃棄物処理施設の設置に係る手続に関する指導要綱」を制定し、廃棄物処理施設等の設置に関する事前手続を行っているが、現在、事前手続の法的な位置づけの明確化や、組織としての対応力や交渉力の強化等の観点から、事前手続を条例化すること及び合意形成の手続や手続終了の方法について内容の充実を図ることを検討している。

廃棄物処理業を営むときや、焼却施設や最終処分場等の廃棄物処理施設を設置するとき、使用済自動車解体等するときは、廃棄物処理法や自動車リサイクル法に基づく許可を受ける必要があり、本市ではこれらの許可に関する事務を行っている。また、許可申請の事前手続として、「姫路市廃棄物処理施設の設置に係る手続に関する指導要綱」を制定し、事業計画書の提出や説明会の開催等を求めている。

廃棄物処理法では、廃棄物処理施設の設置手続の中で、設置や維持管理に関する計画等の告示や縦覧、利害関係者からの意見書の提出という手続が定められているが、全て許可申請が行われたのちの手続となっており、事業者による計画段階で、意見を反映させる制度とはなっていない。また、これらの手続が必要となる廃棄物処理施設は、一定の施設に限定されていることから、他の多くの処理施設の設置時には、廃棄物処理法や自動車リサイクル法による情報公開手続は義務付けられていない。

本市では、これらの問題点への対応として指導要綱を運用しているが、この指導要綱は、法的には強制力のない行政指導でしかなく、手続の実施を相手方の任意協力のみ委ねている状態であること等、形式面や運用面、内容面等で検討すべき点や課題等を抱えている。

廃棄物を処理する施設は、近隣の住民にとっては、不要なものとして捉えられる傾向にあるが、循環型社会を形成する上では欠かせないものであり、施設設置にあたり、関係住民の不安を取り除き、十分な理解を得ることにより、事業計画者と関

係住民や関係地域との間に良好な関係が構築されることが重要となる。

そこで、これまでの指導要綱による取組を踏まえつつ、指導要綱を法規範である条例とすること、手続内容の充実を図ることにより、事前手続の実効性や透明性、公平性を確保し、また、その手続の中で、事業計画者、住民、自治体の各主体が、それぞれの立場に応じた役割を担い、円滑に合意形成が図られるようにする状態を作り出すことで、現行法令が抱える問題点を解決していく必要があると考えている。

本日の環境審議会では、廃棄物処理施設の設置に係る手続の充実を図る目的で制定する条例のあり方を諮問する。

(4) 質疑応答

委員：他都市において、条例化のメリットは何か。

事務局：行政の指導力が強まる。

委員：兵庫県都市計画審議会との関係は。

事務局：処理施設は、通常は都市計画区域の中に予め定めて造るが、新たに造る場合に兵庫県都市計画審議会の承諾を得て造る。

(5) 審議の進め方について

小委員会を設置して審議を付託する。

小委員会の名称を廃棄物条例委員会とする。

廃棄物条例委員会は、審議会委員の半数程度で組織する。

廃棄物条例委員会は、審議結果を審議会に報告する。

委員長：西村正喜

委員：足立昌子、家永善文、岩田稔恵、岩成孝、川崎志保、杉江他曾宏、福永寅平、藤田美知枝